

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○相良村の立地

相良村は、熊本県の南部、人吉球磨盆地のほぼ中央に位置しており北部は「五木の子守唄」で有名な「五木村」と隣接し、標高400mから1,300mの山岳が連なって広大な山林を形成している。

また、南部は「球磨川下り」で有名な「人吉市」と隣接しており、村の中央には、日本三急流の一つである「球磨川」最大の支流で、八代市泉町を源流とする水質日本一の清流「川辺川」(国土交通省の水質検査に基づく)が北から南へ貫流し、村の中流域から下流域にかけ平野が拓け、水田や畑が広がる典型的な農業地帯となっている。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

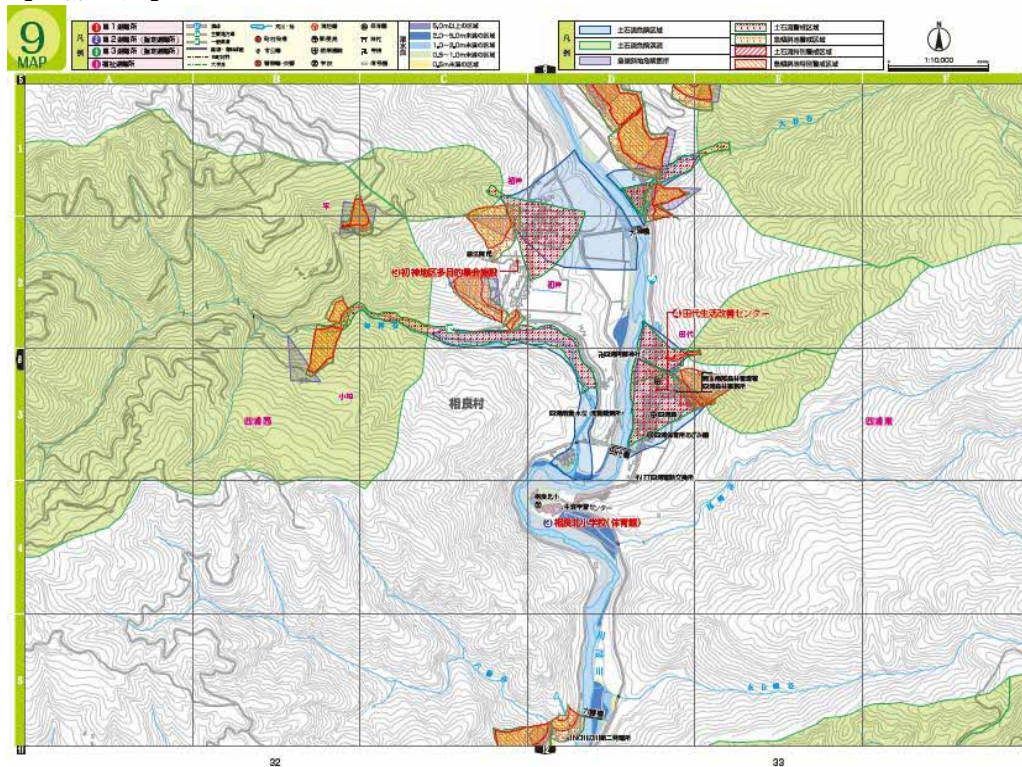
当村のハザードマップによると、当会が立地している深水地区の国道445号沿線地域(商工会周辺)の浸水予想は無いが、川辺川沿いにおいての浸水が幅広く予想されており、柳瀬地区の球磨川合流地点付近において最大5メートル以上、四浦・川辺・深水の地域においても一部で最大5メートル以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

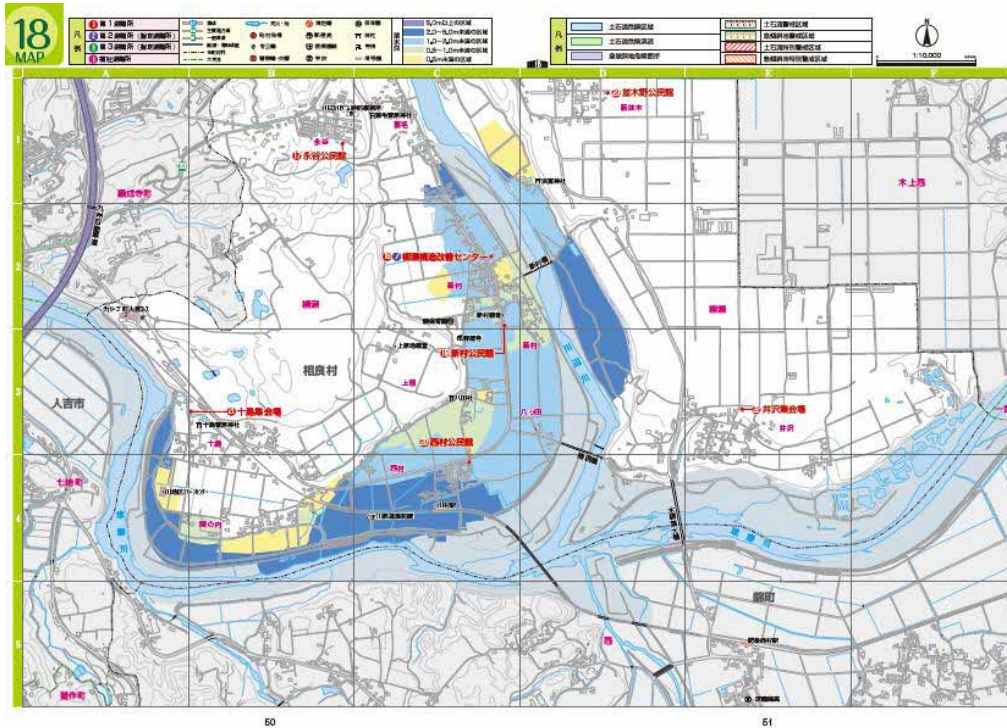
当村のハザードマップによると、四浦地区の中心部で土石流警戒区域、急傾斜地特別警戒区域、川辺地区永江公民館付近において急傾斜地特別警戒地域となっている。

↓相良村ハザードマップ(土砂災害、洪水浸水)

【四浦地区】



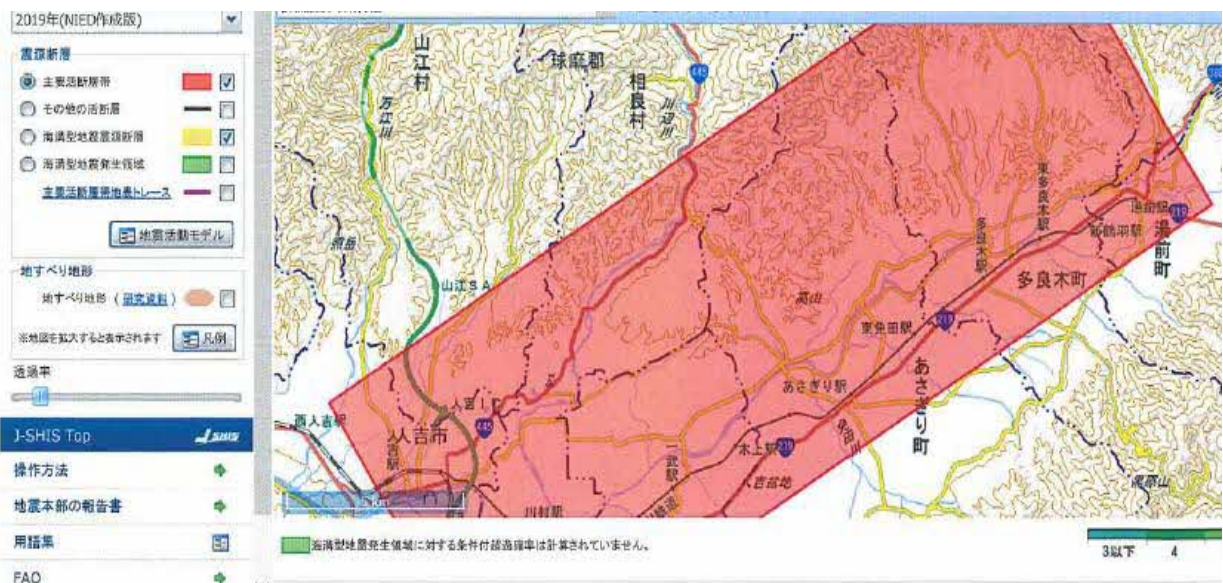
【柳瀬地区】



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%の発生確率である。

↓地震ハザードステーション (J-SHIS) 相良村 URL : <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



(その他)

・台風による災害

本村では、台風が九州の西岸に接近又は、上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。平成18年に上陸した台風第18号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。近年は、台風の発生回数や上陸回数が上昇傾向である他、ピークを過ぎた10月に上陸することもある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 168人

・小規模事業者数 149人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
卸売・小売業	41	29	村内に広く分散している
宿泊・飲食サービス	6	5	深水・柳瀬地区に多い
製造業	31	28	村内に広く分散している
建設業	40	39	村内に広く分散している
その他	50	48	村内に広く分散している
合 計	168	149	

(3) これまでの取組み

1) 当村の取組

- ・防災計画の策定 避難所の設定、防災マップの作成と周知。
- ・HP、防災無線、個別受信機を通して防災情報を提供。
- ・防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄。
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練。
- ・相良村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・平成25年相良村商工会危機管理マニュアルの策定(R1年更新)
- ・防災備品・支援物資の搬入搬出の支援
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画(BCP)(もしくは事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

（１）事業者ＢＣＰの策定が進んでいない

当地区は幸い災害が少ない地域であったこともあり、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。事業継続力計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当村と当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

（２）支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

（３）小規模事業者の策定手法

国をはじめ関係機関等から事業継続計画（ＢＣＰ）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があるため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認のため、連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<事業者ＢＣＰ策定の推進に関すること>

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを、広域連携の枠組み（下球磨地区商工会：相良村、山江村、五木村、球磨村）で年に１回実施する。
開催通知は、対象者への郵送及び当会と当村広報のページにて情報発信する。
- ・ 熊本県商工会連合会が開催する、事業継続力強化計画に関するセミナーへの参加を周知する。
開催通知は、対象者への郵送及び当会と当村広報のページにて情報発信する。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（ＢＣＰ）（もしくは事業継続力強化計画）の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村の役割と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

本計画と相良村地域防災計画書や令和2年に策定した「感染症予防マニュアル」の整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するために取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や村広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>)
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

＜定量目標＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	1	1	1	1	1

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画作成

- ・ 当会は、令和3年5月事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当会と当村で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・商工会の事業継続計画に従い、SNS・商工会災害システムで迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、相良村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる震災状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

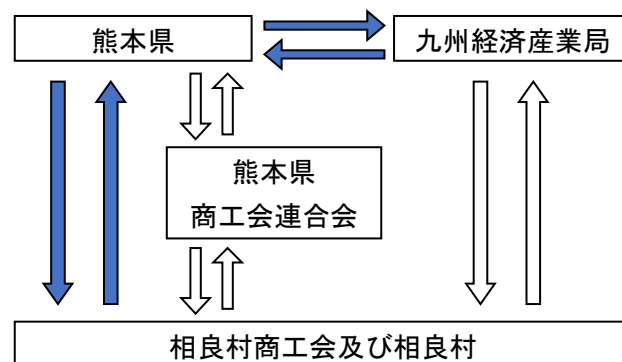
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共用する
9週目以降	週に1回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当村より熊本県へ報告する。



＜ 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口の開設方法について相良村と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、村）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当村で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当村で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月1日)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

相良村商工会
会長

相良村商工会
経営指導員

熊本県商工会連合会
法定経営指導員

連携
連絡調整

相良村
産業振興課長

相良村
産業振興課
振興係

確認
連携

相良村
総務課
消防防災係

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名	連絡先
西 志倫（相良村商工会） 西邨 純（熊本県商工会連合会）	後述（3）①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

相良村商工会
〒868-0094 熊本県球磨郡相良村深水 2107-2
電話：0966-35-0504 FAX：0966-35-0216
E-mail：kssagara@lime.ocn.ne.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課
〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号
電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640
E-mail：info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

相良村役場 産業振興課
〒868-0094 熊本県球磨郡相良村深水 2500-1
電話：0966-35-1034 FAX：0966-35-0011
E-mail：sangyou@vill.sagara.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
必要な資金の額	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3
講師謝金	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
講師旅費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
資料印刷費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
防災、感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、相良村補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	